7

する。

この政令は、

平成二十六年十二月十日から施行

第 策審議官の定数は一人と」の下に「、独立公文監」を加え、同条第七項中「少子化・青少年対青少年対策審議官」の下に「、独立公文書管理 項の次に次の一項を加える。 書管理監の定数は一人と」を加え、同項を同条 第八項とし、 百四十五号)の一部を次のように改正する。 (内閣府本府組織令の一部改正) 第八条の見出し及び同条第一項中「少子化・ 内閣府本府組織令 (平成十二年政令第二 同条中第六項を第七項とし、第五

ついての事務を総括整理する。 めの検証、監察その他の措置に関するものに するものをいう。)の管理の適正を確保するた 書等の管理に関する法律第二条第四項に規定 定秘密である情報を記録する行政文書 (公文 において同じ。)の指定及びその解除並びに特 密(同項に規定するものをいう。以下この項 項本文に規定するものをいう。)による特定秘 要事項のうち行政機関の長(同法第三条第一 第九条に規定する独立した公正な立場におい する法律 (平成二十五年法律第百八号) 附則 独立公文書管理監は、特定秘密の保護に関 命を受けて、本府の所掌事務に関する重

第二十条第三項中「四十四人」を 四十六人」 附則第五条中「第五項」を「第六項」に「同

の

条第七項ただし書」を「同条第八項ただし書」

に改める。 (行政機関職員定員令の一部改正)

第百二十一号)の一部を次のように改正する。第二条 行政機関職員定員令(昭和四十四年政令 の項中「二九六、五四四人」を「二九六、五六三人」を「一三、七四三人」に改め、同表合計 四人」に改める。 第一条第一項の表内閣府の項中「一三、七二 1

第三条 行政機関職員定員令の一部を改正する政 令 (平成二十六年政令第七十六号)の一部を次 | 部改正)

2

(経過措置)

のように改正する。 人」を「一三、七六五人」に改める 附則第二項の表内閣府の項中「一三、 七四五

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

公布する。 所得税法施行令の一部を改正する政令をここに

3

御 名 御 璽

平成二十六年十月十七日 内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

政令第三百三十八号

制定する。 第九条第一項第五号の規定に基づき、この政令を 内閣は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号) 所得税法施行令の一部を改正する政令

の一部を次のように改正する。 所得税法施行令 (昭和四十年政令第九十六号)

四千五百円」を「二万八千円」に改め、同号に次の下に「五十五キロメートル未満」を加え、二万 万八千七百円」に改め、同号ホ中「二万九百円」 九百円」に改め、同号二中「一万六千百円」を一 に改め、同号口中「六千五百円」を「七千百円」 に改め、同号イ中「四千百円」を「四千二百円」 に改め、同号八中「一万千三百円」を「一万二千 を「二万四千四百円」に改め、同号へ中「以上」 第二十条の二第二号中「自転車」を「自動車」 ように加える。

ル以上である場合 一月当たり三万千六百- その通勤の距離が片道五十五キロメート

第二十条の二第四号中「自転車」を「自動車. へまで」を「トまで」に改める。

(施行期日) この政令は、平成二十六年十月二十日から施

令」という。)第二十条の二 (非課税とされる通) 改正後の所得税法施行令 (次項において「新 当 (同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日 けるべき改正前の所得税法施行令第二十条の二 類する手当をいい、同日前に受けるべきこれら 前に受けるべきものの差額として追給されるも 項において同じ。)について適用し、同日前に受 の手当の差額として追給されるものを除く。 同 四月一日以後に受けるべき通勤手当及びこれに のを含む。)については、 勤手当)の規定は、新通勤手当(平成二十六年 (非課税とされる通勤手当)に規定する通勤手 なお従前の例による。

政令第三百三十九号

過労死等防止対策推進法の施行期日を定め

年法律第百号)附則第一項の規定に基づき、 この

2

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生

厚生労働大臣 塩崎 恭久

ಶ್ಶ 過労死等防止対策推進協議会令をここに公布す

御

平成二十六年十月十七日

国務大臣 麻生

過労死等防止対策推進協議会

の規定にかかわらず、 の適用については、新令第二十条の二及び前項 所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定 ものに係る所得税法第四編第二章第一節(給与 新通勤手当でこの政令の施行の日前に受けた なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎

3

国務大臣 麻生

令をここに公布する。 過労死等防止対策推進法の施行期日を定める政

名 御

平成二十六年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

政令を制定する。 内閣は、過労死等防止対策推進法(平成二十六

十六年十一月一日とする。 過労死等防止対策推進法の施行期日は、 平成

太郎

名 御

内閣総理大臣臨時代理 太郎

政令第三百四十号

この政令を制定する。 年法律第百号) 第十三条第四項の規定に基づき、 内閣は、過労死等防止対策推進法 (平成二十六

(委員の任期等)

第一条 間とする。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期 議会」という。)の委員の任期は、二年とする。 過労死等防止対策推進協議会 (以下「協

委員は、再任されることができる。

者を代表するものは、各同数とする。 委員のうち、労働者を代表するもの及び使用

後任者が任命されるまで、その職務を行うもの とする。 委員の任期が満了したときは、当該委員は、

(会長)

第二条 協議会に会長を置き、過労死等に関する 挙する。 専門的知識を有する委員のうちから、

かじめ指名する委員が、その職務を代理する。 専門的知識を有する委員のうちから会長があら 会長に事故があるときは、 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 過労死等に関する

第三条 協議会に、専門の事項を調査させるため 必要があるときは、専門委員を置くことができ

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の るものとする。 事項に関する調査が終了したときは、 有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。 専門委員は、過労死等に関する専門的知識を

専門委員は、 非常勤とする。

第四条 掲げる委員の各三分の一以上が出席しなけれ四条 協議会は、委員の三分の二以上又は次に ば、会議を開き、議決することができない。

- る自殺により死亡した者の遺族を代表する委 死亡した者若しくは当該精神障害を原因とす の脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因として に至った者及びこれらの者の家族又はこれら ける強い心理的負荷による精神障害を有する 若しくは心臓疾患にかかった者又は業務にお 業務における過重な負荷により脳血管疾患
- 労働者を代表する委員
- 使用者を代表する委員

2 し、可否同数のときは、会長の決するところに 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決 過労死等に関する専門的知識を有する委員